

8 市連携災害（風水害）時の災害廃棄物処理に関する相互支援協定書

8 市連携市長会議に参加している自治体は、災害（風水害）時に被害が発生した場合の災害廃棄物の処理に関する相互支援体制を構築するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 災害（風水害）発生時において、被災自治体が単独で災害廃棄物を処理することが困難となる事態を想定し、8 市連携に参加している自治体間における相互支援体制を構築し、災害（風水害）時における迅速かつ円滑な災害廃棄物処理の実現を図ることを目的とする。

（災害（風水害）の定義）

第 2 条 この協定において「災害（風水害）」とは、強風と大雨及び高潮、波浪によって被害が発生した災害をいう。

（相互支援の条件）

第 3 条 8 市連携災害（風水害）廃棄物処理相互支援の発動は次に掲げる場合とする。

- （1）災害（風水害）が発生し、8 市いずれかの自治体が被災し、被災自治体が支援を求めた場合
- （2）その他、支援・受援自治体が個別協議の上必要と認めた場合

（費用負担）

第 4 条 8 市連携災害（風水害）廃棄物処理相互支援で発生する各種費用負担額は、支援・受援自治体が個別に調整し設定するものとする。

（支援実施に伴う自治体間協定等）

第 5 条 支援を実施する際は、支援内容や費用負担等の詳細を支援・受援自治体間で確認するものとし、必要に応じて協定等を締結するものとする。

（平時の連携）

第 6 条 8 市は平時から情報共有や会議・研修・訓練を行うなど、定期的な取組を行うことにより、迅速かつ円滑な支援体制の構築を目指す。

（協定内容の変更）

第 7 条 協定締結後、協定の内容を変更する必要があるときは、8 市で協議の上、書面により定めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に定める事項について、疑義が生じたときは、必要に応じて8市が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、8市が記名押印の上、各市1通を保有する。

令和8年3月24日

甲 横浜市
横浜市長 山中 竹春 印

乙 川崎市
川崎市長 福田 紀彦 印

丙 横須賀市
横須賀市長 上地 克明 印

丁 鎌倉市
鎌倉市長 松尾 崇 印

戊 藤沢市
藤沢市長 鈴木 恒夫 印

己 逗子市
逗子市長 桐ヶ谷 覚 印

庚 大和市
大和市長

古谷田 力 印

辛 町田市
町田市長

稲垣 康治 印